

一橋大学院生寮のしおり

2008 年 5 月改訂

1. 一橋大学院生寮存続の背景

一橋大学院生寮（以下、本寮）は、1950 年代より院生自治会を中心として推進されてきた院生寮建設を求める運動の成果として、1966 年に誕生したものです。文部省（現文部科学省）が大学院生のための学寮設置を認めていないなかで本寮の誕生が実現したのは、貧弱な文教政策のもとで劣悪な研究・生活環境を余儀なくされてきた院生が、院生にふさわしい研究・生活環境の整備を求め、力を結集して運動を展開してきた結果であります。1966 年秋に、施設の老朽化を理由に取り壊しが予定されていた旧中和寮を寮舎として本寮が誕生したことは、全国にわずか二例しかない画期的壮举であり、部分的ではあれ全国の院生の切なる要求が実現し得たという意味において大きな意義を持つものです。

しかしながら、本寮の存続が制度上認められていないことに加え、1966 年当時において既に老朽化していた旧中和寮舎の安全性、院生総数に対する居室数の不足等の問題が残るなど、依然として運動の目的は達成されておらず、本学院生のみならず全国院生との積極的連帯のうえに、引き続き院生の研究環境にふさわしい寮舎の建設を求める新寮建設要求運動が推進されてきました。本寮は 2002 年 4 月末に旧中和寮舎を大学当局に明け渡し、同年同月、小平キャンパスに新築された国際学生宿舎を一部間借りするかたちで移転しましたが、この移転はあくまでも旧中和寮舎の耐用年数超過に伴い新寮建設要求の前途を見越した暫定的対応であり、決して新寮建設要求運動の目的を満たすものではありません。全院生の切なる要求を実現するため、院生にふさわしい研究・生活環境の整備に向けて運動を引き続き積極的に展開していく必要があります。

2. 本寮の位置づけ

本寮は、単なる院生用の宿舎ではなく、全院生の基本的要求としての新寮建設要求運動を推進する運動体として存在しています。寮生は、運動の主体として自治活動と新寮建設

要求運動に積極的に関与する義務を全院生に対して負っています。本寮の存在自体が、全院生の絶えざる運動と自治活動によって支えられており、運動の停滞は本寮の存続そのものを揺るがすことにつながります。

3. 寮内ルール遵守の義務

本寮は、「一橋大学院生寮寮則」「一橋大学院生寮慣行集」等に定められるルールに基づいて運営される自治寮です。これらのルールは、寮生個々人が快適に研究生生活を送ることを可能にするために、また防災や治安、公衆衛生などの公共の利益を守るために規定されています。ルールを遵守する意志のない者、またはルールを遵守する意志がないとみなさざるを得ない者は、退寮を含めた処分を受ける可能性があります。自治活動や新寮建設要求運動への参加が見られない場合も同様です。

4. 寮内自治活動

本寮の自治組織「院生寮寮委員会」の主たる活動は以下のとおりです。寮長・副寮長と各小委員会の編成は、5月から10月までを上期、11月から翌年4月までを下期として期毎に決定します。

(1) 寮生大会及び寮委員会

1. 寮生大会

本寮の意思決定の最高機関。原則として毎月1回開催（3月・8月を除く）。全寮制が必ず出席しなくてはなりません。連続欠席・無断欠席の場合は退寮処分を受ける場合もあります。やむを得ない事情により出席できない場合は、あらかじめその理由を所定の用紙に記入して寮長に提出し、承認を得ること。承認を得られない場合は、無断欠席とみなされます。

2. 寮委員会

寮長・副寮長と以下に記す各小委員会の月番による、寮生大会の準備のための会議。

(2) 小委員会

寮生は次のいずれかの小委員会に所属します。各小委員会は原則として毎月1回会合をもち、寮生は自らが所属する委員会の会合に出席する義務を負います。やむを得ない事情で出席できない場合は、各小委員会の月番にその旨を連絡しなければなりません。

~~1. 文庫・施設委員会~~

~~施設管理、寮備品管理、衛生管理を担当。~~

2. 会計委員会

寮費・自治運営費等の管理を担当。

※二期連続して会計委員会に所属することはできません。

3. 新寮建設問題対策委員会

新寮建設要求運動に関する大学当局との交渉を担当。

※慣例として、入寮 1 年目の者は上期か下期のいずれかに本委員会に所属すること。

~~4. シックハウス問題対策特別委員会~~

~~2002 年 4 月の寮舎移転に伴い発生したシックハウス症候群に関する諸問題を担当。~~

~~※寮舎に関わる大学当局との交渉は、通常は新寮建設問題対策委員会が担当しますが、シックハウス問題の重大性と緊急性に鑑みて、2002 年下期より特別委員会として設置されています。慣例として、入寮 1 年目の者は上期か下期のいずれかに本委員会に所属すること。~~

5. 会計監査

自治運営費の収入・支出の監査を担当。

5. その他

- (1) 全寮生は、在寮中に寮長または副寮長をつとめる権利と義務を有します。
- (2) いかなる理由であれ、寮生大会を 3 回連続して欠席した場合は退寮勧告の対象となります。
- (3) 所属する研究科を修了あるいは中途退学し、改めて所属する研究科あるいは他研究科に入学する寮生は、寮則第 4 2 条「本学大学院生の資格を失った者」に該当し、当該年度末をもって在寮資格を失います。この際、新規入学者として院生寮へ入寮申請を行うことは妨げられるものではありません。

※「所属する研究科を終了あるいは中途退学し、改めて所属する研究科あるいは他研究科に入学する寮生」には以下の四通りが考えられます。

- (a) 本学修士課程を修了あるいは中途退学し、本学修士課程へ改めて入学する者
- (b) 本学博士課程を修了あるいは中途退学し、本学修士課程へ改めて入学する者
- (c) 本学博士課程を修了あるいは中途退学し、本学博士課程へ改めて入学する者
- (d) 本学修士課程を中途退学し、本学博士課程へ入学する者

この四例は、いずれも進学ではなく“入学”とみなされます。修士課程終了後博士課程へ進む場合は他研究科へ進む場合であっても進学とみなされるため、上記の四例とは区別されます。

~~(4) 日本学術振興会特別研究員や文部科学省奨学生、その他これらと同等額の給付を受ける奨学金制度に採用された場合は、すみやかに自主退寮すること。~~

- (5) 本寮を生活の拠点とせず、セカンドハウスや荷物置場のようには使用することはできません。万一そのようなことがおこなわれていた場合は、退寮処分となります。
- (6) 1ヶ月以上にわたって連続的あるいは断続的に寮を不在にする場合は、寮長に長期不在届を提出すること。
- (7) 寮内の連絡事項は、1階玄関脇のホワイトボードあるいは各階補食室内のホワイトボード・掲示板に記載・掲示されます。連絡事項を見なかったことによる寮生の不利益は、その寮生が一方的に負うことになるので十分注意すること。
- (8) やむを得ずに在寮期限を過ぎて（数日程度）居住した場合、以下の措置をとります。
 - (a) 在寮を許可された期間を1日でも過ぎて退寮する場合は、その月の寄宿料相当額（5900円）を寮委員会に支払わなければなりません。寮委員会は、徴収した寄宿料相当額を、本来その部屋に一日から入居する権利を持つ新入寮生に渡します。
 - (b) 在寮を許可された期間内に退寮届を提出していながら、届に記載した期日を1日でも過ぎて退寮する場合も、上記（a）と同様の措置をとります。

以上